

【家計が急変した世帯への就学支援について】

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）を受けることができます。

各種支援制度の相談窓口（保護者向け）

0 4 8 - 8 2 2 - 5 6 7 0

【特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置】

上記を申請する方は、本校奨学金担当までご連絡ください。

（内容）

- ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること。
- ②無利息であること。
- ③日本学生支援機構第二種学資金と同程度の家計基準を設けていること。

など

以上